

第3章 豊かな生活環境の創造 ～みんなで築く環境都市づくり～

第1節 上水道

【現状と課題】

本市水道事業では、急激に進む宅地化に対して増加する水需要に対処するため、昭和56年3月に浄水処理能力12,900m³/日の西部浄水場を完成させ給水を開始した。

この結果、給水能力は唐戸浄水場の19,700m³/日と合わせて計32,600m³/日、計画給水人口は、82,400人と大幅に増強している。

さらに、維持管理を省力化し、省エネルギー化及び水質管理の向上などの機能強化を図ることを目的に、老朽化が進んでいた唐戸浄水場の施設改良工事を平成12年度に着工、平成15年3月に完成した。これらにより将来とも安定した水資源の確保とともに、安全でおいしい水づくりに努めることができる施設となった。

水質については、水源である遠賀川の水質が悪化の傾向をたどっていたことから、昭和56年6月、全国で初めての回転円板法による生物処理施設を導入し、その改善に努める一方で、浄水のpH値を調整するなど、さまざまな手法で水質改善に努めている。

しかしながら、今後も農薬などに含まれている化学物質やトリハロメタンをはじめとする消毒副生成物への対策、クリプトスポリジ

ウムなどの新たな病原性微生物対策が必要となる。また今日、住民の要望が安心・安全な水の提供だけでなく、さらにおいしい水の提供の要望に広がっている。このため、更なる水質向上のための浄水場施設の改善が必要となる。

今日まで種々の施設改良を行ってきており、ここ数年、給水戸数は2.7%増加しているが、給水人口は3.1%減少し、給水量は減少の傾向にある。これは、少子・高齢化、核家族化、生活様式の変化、さらに住民の節水意識の向上などが考えられる。

上下水道局にとって、水道水を安心で、安定的に提供することが大きな使命であることは言うまでもないが、より多様化する利用者の要望にこたえるための施設の改良が必要である。

そのためには、今後も健全経営を堅持しなければならない。同時に現在、上下水道局ホームページを開設して、水道業務サービス案内、経営状況、水質検査結果など、広く利用者への情報公開に努めているが、内容をより充実して、水道行政を正確に理解してもらい信頼される事業を展開しなければならない。



【施策の基本方向】

本市のここ10年間は、少子・高齢化、給水人口の減少など社会情勢の変化から、当初想定していたほど給水量の増加はなかったが、水道水の安定供給堅持のために、老朽化した唐戸浄水場の改修を行った。

今後も、安心して飲める水づくりのため、

検査体制の強化・充実に努めると同時に、経年老朽管の更新対策を進め、水の安定供給をより高める施策を展開する。

さらに、情報公開を徹底し、住民の信頼を得て事業を行う。

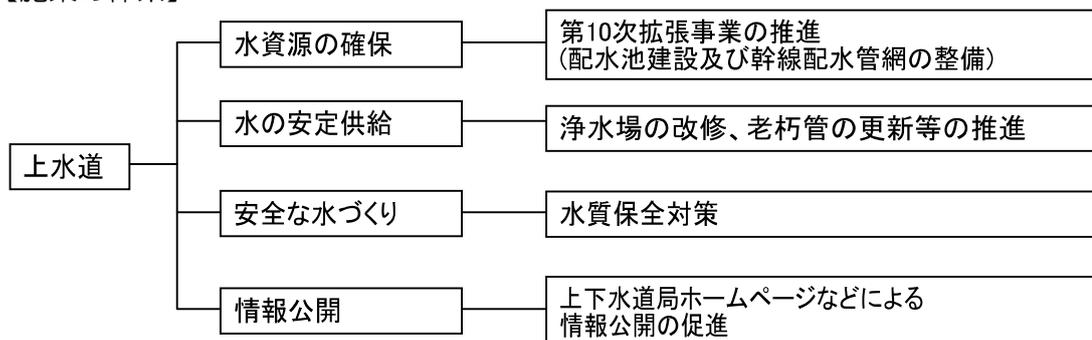
表：中間市上水道事業給水状況

(単位：千立方メートル)

年 度	年間給水量 (m ³)・A	年 間 有 効 水 量 (m ³)・B			有効率 (%)B/A	営業収益 (円)
		総 数	有収水量	無収水量		
平成16年度	7,508	6,833	6,713	120	91.0	1,063,545,735
平成17年度	7,426	6,757	6,639	119	91.0	1,047,093,983
平成18年度	7,341	6,681	6,563	118	91.0	1,030,136,511
平成19年度	7,313	6,655	6,538	117	91.0	1,017,565,292
平成20年度	7,194	6,567	6,429	138	91.3	991,396,610
平成21年度	7,116	6,495	6,358	137	91.3	971,614,637

資料：上下水道局

【施策の体系】



【計画】

1. 水資源の確保（第10次拡張事業）

平成6年の少雨による異常渇水により九州北東部、特に福岡県は、福岡市を中心とした都市圏の市町村で時間給水や夜間断水を強いられた。また、比較的水事情に余裕のあった北九州市でも夜間断水を余儀なくされた。

このような不測の事態に備え、安定した給水体制の確立のために、幹線配水管網の整備、またクリプトスポリジウムなどの病原菌対策、そして、より良質の水道水

提供のための高度処理施設の設置及び遠賀川河口堰利水分14,660m³の浄水確保などを総合的に考慮した本事業を推進する。

2. 水の安定供給

水の安定供給として、漏水防止対策は重要な施策で経年老朽管の更新対策や、定期的な漏水調査などの漏水防止対策に努め有収率の向上を図る。

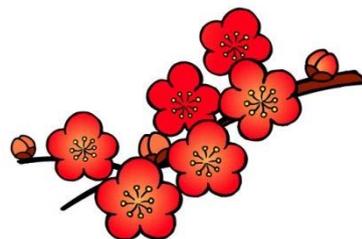
また、老朽化の進む西部浄水場の改修を図る。

3. 安全な水づくり

農薬などに含まれている微量化学物質やトリハロメタンをはじめとする消毒副生成物への対策、クリプトスポリジウムなどの新たな病原性微生物対策により、安全でおいしい水づくりをめざし、水質基準の改正に伴う検査体制の強化・充実を図る。

4. 情報公開

上下水道局ホームページを開設し、水道水質情報・経営状況・各種住民向けお知らせなどの情報を提供しているが、内容をより充実して、住民の安心と信頼を得て、事業を円滑に行う。



第2節 下水道

【現状と課題】

下水道は、快適で文化的な市民生活を営むための都市基盤であると同時に、河川や池沼などの公共水域の水質保全という重要な役割をもっている。

本市の公共下水道事業は、平成6年3月に下水道法及び都市計画法の事業認可を受けて事業に着手した。その後、遠賀川下流域下水道（中間市、遠賀町、鞍手町、水巻町及び県で構成）が平成7年度に事業認可を受けたことにより、中間市も遠賀川下流域下水道の関連公共下水道として認可変更を行った。

本市の計画区域は、市街化区域の1,022haに、隣接する集落23haを加えた1,045haで、計画処理人口を平成19年に38,200人と見直した。

なお、一次、二次、三次と認可区域を拡大し、現在の認可区域は668haとなっている。

【施策の基本方向】

下水道整備は、生活環境の改善・向上になることはもちろんであるが、中間市環境基本計画にもあるように、河川や池沼への汚濁負荷の流入低減を行うことにより、自然環境に対しても良い影響を与える。なかでも水資源に対しては、水質の保全に寄与するのみならず、処理水の有効な再利用を図り、市民生活に密着した事業として位置付ける。

流域下水道については、遠賀川下流域浄化センターが平成15年7月に供用開始したが、今後関係自治体（遠賀町、鞍手町、水巻町）と県に対して、維持管理費の削減や関連

本市で本格的に下水道事業が進められてきたのは平成7年度からであるが、大きな幹線、ポンプ場建設と順調に事業が進み、平成11年1月には、東部地区の一部を北九州市への暫定流入で一部供用開始をした。

遠賀川下流域浄化センターは平成15年7月に供用開始し、本市の中底井野、上底井野地区の一部は下水道の使用が可能となった。また、平成11年1月に北九州市へ暫定流入により供用開始となっていた本市東部地区の汚水も、平成18年4月には遠賀川下流域浄化センターでの処理が可能となった。

本市の平成21年度末現在の普及率は、53.8%で、水洗化率は74.8%となっている。今後も積極的に事業の拡大を図っていく必要がある。

公共下水道と整合性ある拡張計画について要望をしていく。

公共下水道については、今後も計画的に下水道整備を行い、平成26年までには、普及率70%をめざして努力する。また、既存の曙、中鶴地区の地域下水道施設については、適正な維持管理を行っていく。

合併処理浄化槽については、公共下水道の認可区域の拡大により縮小傾向となるが、今後も、生活環境の改善に向け、設置を進める必要がある。

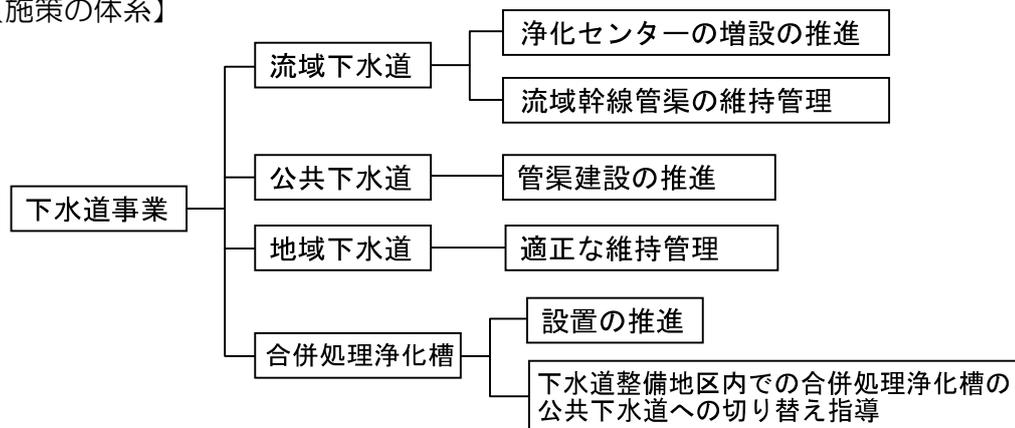
表：下水道普及人口

年度	行政人口 (A)	処理可能		水洗化		普及率(%)		
		戸数	人口(B)	戸数	人口(C)	B/A	C/A	C/B
平成12年度	49,474	5,514	13,785	4,035	10,088	27.9	20.4	73.2
平成13年度	49,118	6,204	15,510	4,654	11,635	31.6	23.7	75.0
平成14年度	48,902	7,122	17,805	5,307	13,268	36.4	27.1	74.5
平成15年度	48,761	7,816	19,540	6,157	15,393	40.1	31.6	78.8
平成16年度	48,326	8,526	21,315	6,748	16,870	44.1	34.9	79.1
平成17年度	47,979	9,376	23,440	7,263	18,157	48.9	37.8	77.5
平成18年度	47,509	10,274	24,082	8,229	19,191	50.7	40.4	79.7
平成19年度	46,974	11,034	25,597	9,097	21,037	54.5	44.8	82.2
平成20年度	46,404	11,890	27,322	9,573	21,906	58.9	47.2	80.2
平成21年度	45,606	13,057	29,772	10,111	23,024	65.3	50.5	77.3

(注) 公共下水道及び地域し尿処理施設の数値

資料：下水道課

【施策の体系】



【計画】

公共下水道については、平成17年度末までの普及率は37%平成21年度末までの普及率は53.8%であるが、平成26年度末までに普及率70%超を達成するために毎年36haを目標に整備する。

今後5年間で整備予定の区域

- ・西部地区：垣生地区、砂山地区、上底井野地区
- ・東部地区：桜台地区、通谷地区、朝霧地区、小田ヶ浦地区、弥生地区、中尾地区、中央地区、東中間地区、中間地区、岩瀬地区、大辻地区、長津地区、土手ノ内地区

1. 流域下水道

(1) 浄化センター増設の推進

平成19年度に流域人口の見直しをし、将来を見据えた事業計画となったが、今後も中間市及び遠賀町、鞍手町、水巻町の下水道普及に先行した処理施設の増設を求めていく。

(2) 流域幹線管渠(かんきょ)の維持管理

流域幹線管渠は全線整備され、流域幹線に流入させる公共下水道の普及促進を図る必要がある。

2. 公共下水道

(1) 管渠(かんきょ)建設の推進

年間、1,500から1,600人が新規に公共下水道を利用できるよう面整備など、管渠(かんきょ)の敷設を進めていく。

3. 地域下水道

(1) 適正な維持管理

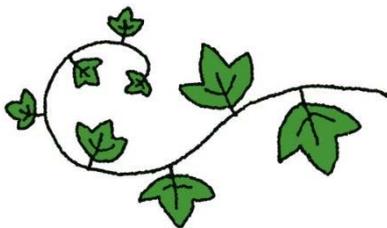
公共下水道に接続するまでの間、円滑に処理していくことができるよう、中鶴処理場及び曙処理場を適正に維持管理する。

4. 合併処理浄化槽

(1) 設置の推進

公共下水道認可区域外の地区における合併処理浄化槽設置を推進し、生活環境の改善を図っていく。

(2) 下水道整備地区内での合併処理浄化槽の公共下水道への切り替え、公共下水道が整備された地区の合併処理浄化槽を、維持管理費の安価な公共下水道へつなぎ替えるよう指導し、生活環境の一層の改善を図っていく。



第3節 消防・防災

1、消防

【現状と課題】

本市の消防体制は、消防本部・消防署（併せて1署）及び消防団で組織している。

現在、消防署には、はしご付消防自動車、水槽付消防ポンプ自動車、消防ポンプ自動車、救急自動車など14台の消防用車両、消防団には、消防ポンプ自動車5台、消防団指揮車1台、救助資機材搭載型消防自動車1台を配置している。

消防施設設備については、消防署では平成21年11月までに3台全ての救急自動車を救急救命士による高度な処置が行える資機材を積載している高規格救急自動車とし、登録後10年を経過したはしご自動車は平成22年度で、細部まで分解して点検修理を行うオーバーホールを実施した。しかし、消火活動や救助活動に欠かせない消防ポンプ自動車、化学消防自動車及び救助工作車は登録後18年を経過しているものもあり、速やかなる更新が必要となっている。

一方、消防団の消防ポンプ自動車は平成15年度からの計画的整備により平成23年1月に第3分団車両を更新することにより、全ての消防ポンプ車両が同一規格となる。また、平成22年度に消防団指揮車及び救助資機材搭載型消防自動車を更新整備している。

救急業務に関しては、年々救急車需要は増大し、救急隊員には高度な救命処置能力が求

められている。これら市民の負託に十分にこたえるためには、救急車の計画的更新整備とともに、救急救命士の育成、救急自動車搭乗前の就業前研修、就業後の定期研修、症例検討会等の充実により、常に進化する救急医療に即応できる体制を北九州地域救急業務メディカルコントロール協議会とともに構築維持していかなければならない。

また、現在運用しているアナログ方式（150MHz帯）の消防救急無線は、電波法関係審査基準により平成28年5月31日までに、※デジタル方式（260MHz帯）に移行するためには、最も遅いタイミングでも平成24年度に基本設計、同27年度までにデジタル基地局設備、電源設備、空中線設備、車載型移動局無線装置、携帯型移動局無線装置等を整備する必要がある。

※ 統制波（全国共通波）、主運用波（県内共通波）及び活動波（市町村波）を整備する必要がある。

消防救急無線のデジタル化に伴い、これに対応する機能を有する消防緊急指令システムへの更新が必要である。（現有施設は、設置後19年を経過）

さらに、消防庁長官が推進する自主的な市町村の消防の広域化に取組み、消防体制の整備及び確立を図らなくてはならない。

《用語解説》

◎オーバーホール 通常の点検作業では出来ない点検調整を、機械製品を部品の段階まで分解、洗浄、検査することにより、不良箇所を交換、再構築すること。

【施策の基本方向】

地域住民の生活基盤の安全・安心確保と災害による被害の軽減を図るため、地域に密着した防災機関として災害に強い町まちづくりを推進する。

災害の複雑化、多様化、深層化に対応する

ために消防体制の近代化と消防力の充実強化を図る。

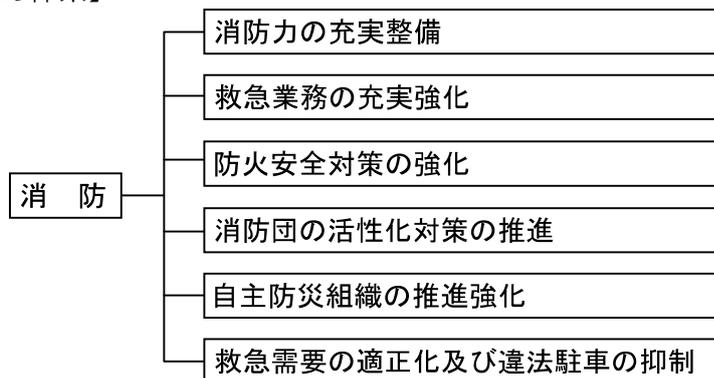
住宅用火災警報器の設置促進及び防火対象物の査察を中心とする火災予防運動を推進する。

表：事故種別救急搬送人数

年次	総数	急病	交通事故	一般負傷	加害	自損行為	運動競技	労働災害	その他
平成17年	2,089	1,345	190	303	23	24	9	10	185
平成18年	2,143	1,412	176	267	17	20	16	9	226
平成19年	2,116	1,332	177	316	12	25	11	11	232
平成20年	2,063	1,340	148	263	9	17	14	15	257
平成21年	2,127	1,334	172	311	15	27	15	8	245
平成22年	2,276	1,491	163	313	13	22	22	14	238

資料：消防署

【施策の体系】



【計画】

1. 消防力の充実整備

将来、市民の安全安心を確保するという消防責任を果たすためには、災害対応力の強化及び機械装備の充実が課題である。

防火水槽整備について、平成22年度は中断したが、23年度以降も隔年での整備を継続し、大規模地震等による水道破裂による断水時の水利を確保しなければならない。

2. 救急業務の充実強化

昇任昇格により救急車に搭乗しない救急救命士が増えてくること及び救急救命士の搭乗率を高めるために今後とも計画的な養成と更新整備が必要である。

また、心肺停止患者救命率向上のための市民に対するAEDの使い方を含めた応急手当の普及に係る啓蒙が必要である。

3. 防火安全対策の強化

住宅用火災警報器の奏効例の紹介や有効性を繰り返し広報することにより、当該警報器の設置を促進し、火災による死者の軽減を図る。

4. 消防団の活性化対策の推進

懸命の広報、勧誘活動にもかかわらず、消防団員総数は、現在160名で微減傾向は改善されていない中、今後も一層の消防団員入団促進活動を継続し、中間市全体としての防災力を高めていく必要がある。

平成15年度からの計画によって平成22年度までに5個分団全ての消防ポンプ自動車の車両更新が完了する予定であるが、消防団員の活動服、安全帽、安全靴及び防火衣等の個人装備の充実により、活動中の消防団員の一層の安全を確保する必要がある。

5. 自主防災組織の推進強化

今後は町内会単位、学校区単位及び事業所単位での地域・職域自主防災組織の育成を図り、自助、共助の協力体制を確立し、安全安心の町づくりを目指す。

6. 救急需要の適正化及び違法駐車抑制

救急需要は毎年増加の傾向にあり、安易な発熱や風邪といった軽度の症状でも救急車を利用している場合が散見されることから、今後とも、真に救急救命士の医療技術及び高度救命資機材を必要とする傷病者の需要に適切に応えるため、救急車の適正利用及び違法駐車防止に関する啓蒙啓発活動を継続する。

2、防災

【現状と課題】

地震、洪水、火災などの災害は、市民の日常生活を危機に陥れる可能性が極めて高く、特に、平成17年3月20日に発生した福岡県西方沖地震は、本市においても震度5弱を観測するなど、わが国における地震はいつ、どこでも発生することを想定しなければならない。

いったんこのような災害が発生すれば、被害が広範囲に及び、情報の収集伝達に欠かせない通信網にも壊滅的な被害を与えるなど都市機能をマヒさせる。

このような緊急時に対応するため、それぞれの地域に潜在する危険性を平常時から把握

するように努め、十分な防災対策を講じる必要があり、併せて災害時の避難場所となる公園や公的施設の充実が必要であると同時に、市民の安全な避難を容易にする避難経路を確保し、災害に強く安心して暮らせるまちづくりが必要である。特に人が多く集まる公共施設などは、耐震構造とし災害時に一定期間生活ができる設備などの整備が必要である。

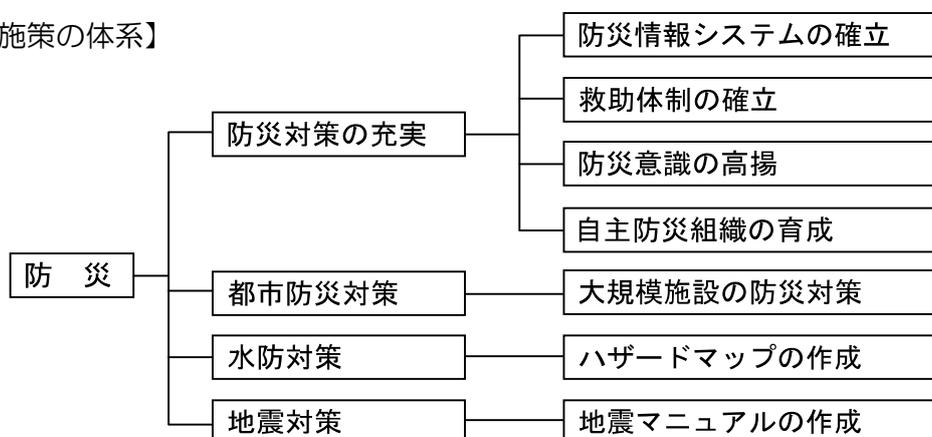
洪水対策については、浸水想定区域における避難行動が迅速かつ確実に行われるよう地区単位で耐水性の高い避難場所、避難経路等の見直しを行い、洪水などに対処しうるような体制を構築する必要がある。

【施策の基本方向】

災害から市民の生命、身体、財産を守り安心して暮らせる環境整備に努めるため、ライフラインや危険物施設の定期点検、通信設備の充実や通信網の整備、インターネットによる情報提供などを計画的に進める。

また、災害に対する心構えを確立するため、多くの地域住民・企業などと協力して、実態に即した総合的な演習などにより、日頃の地域の協力体制と自主防災意識の高揚に努め、災害に強い都市づくりを推進する。

【施策の体系】



【計画】

1. 防災対策の充実

(1) 防災情報システムの確立

災害発生時に避難所を開設した場合には、コミュニティ無線を活用し、避難所との連絡・調整を迅速に行う。

(2) 救助体制の確立

救急救助、避難誘導の体制については、初動対応力及び二次三次の補完体制は十分であるとはいえないが、早期の消防職員及び消防団員の非常招集発令によって対応する。また、災害発生時には、災害対策協力会との連携を図り、迅速に復旧活動を行うことにより、避難経路等の安全確保に努める。また、隣接市町村及び消防事務組合の相互応援協定並びに福岡県消防相互応援協定により対応する。

(3) 防災意識の高揚

近年、全国各地で集中豪雨が発生し、防災に対する関心が高まりつつあることから、これを契機として、町内会や事業所単位での防火講習、消火訓練、救出訓練を実施し、実体験の中で防火への取組みを啓蒙し、防災意識の高揚を図る。また、定期的に市民への避難場所等を含めた周知を行っていく。

(4) 自主防災組織の育成

災害発生時に被害を少なくするためには、地域住民の初期の救助活動等が重要となることから、自助、共助について啓発を行いながら自主防災組織の育成、強化を図り、防災体制の確立に努める。防災管理者及び防火管理者制度を活用し、事業所として災害に対する自衛力を高めるとともに、公的防災機関と協力し、訓練指導を通じて従業員、居住者及び利用者の安全安心を確保する必要がある。

2. 都市防災対策

大規模建築物が対象となる防災管理者制度により、防火管理担当者はじめ従業者等に防災に関する知識技術を教育し、事業所内での自主防災意識を高揚するとともに、消防機関の予防査察時に適宜防災対策指導を行い、災害予防を図る。中高層集合住宅が増加していることから、今後は、広報なかま等で当該住宅における防災対策についても啓発を行う。

3. 水防対策

市内の浸水想定区域、土砂災害危険箇所等を周知したことにより、今後は、ハザードマップを活用した防災体制の確立に努める。

4. 地震対策

地震災害時に迅速かつ的確な災害対応が実施できるよう、地域防災計画の実効性を高め、対応手順等の具体的なマニュアルを策定し、かつ、エアータント、破壊救助器具等の施設装備の充実を図るなど総合的な防災対策の整備を推進する。

第4節 交通安全

【現状と課題】

本市は、都市化の進展やモータリゼーションの進行に伴い、交通量が大幅に増加し、交通環境は悪化の傾向にある。

一方で、違法駐車や迷惑駐車、信号無視などの交通モラルの低下などから、依然として交通事故の発生件数や交通事故死傷者が横ばい傾向となっている。特に、交通弱者である幼児や高齢者などが交通事故の被害者となる

傾向があり、さらに近年では高齢者が加害者となる事例も増加している。

今後もあらゆる世代に対して、一層の交通安全思想の普及啓発に努めるとともに、交通事故防止については、街頭キャンペーンや交通安全教室などの啓発活動をとおして、市民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図るとともに、交通マナーやモラルの向上を推進する。

表：交通事故発生状況（中間市内）

年次	交通事故		
	発生件数	死亡者数	負傷者数
平成16年	399	0	507
平成17年	387	2	479
平成18年	346	1	428
平成19年	331	1	418
平成20年	320	1	425
平成21年	386	1	547
平成22年	377	2	491

資料：福岡県警察本部 交通企画課

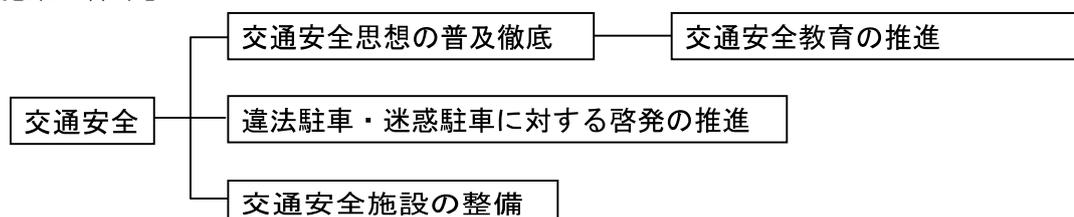
【施策の基本方向】

交通安全教育の実施や交通安全週間における街頭キャンペーンなどを行うとともに、「広報なかま」や、中間市ホームページなどによる交通安全思想の普及、啓発を実施し、交通安全意識の高揚、交通マナーや、モラルの向上を図るとともに、交通安全施

設の整備を図る。

また、交通事故を誘発する違法駐車や迷惑駐車についても、交通弱者である幼児や高齢者などが交通事故の被害者とならないよう市民の理解と協力を求める啓発を推進する。

【施策の体系】



【計画】

1. 交通安全思想の普及徹底

市民の安全確保のため、街頭キャンペーンなどを行うとともに、「広報なかま」や中間市ホームページなどによる交通安全の啓発を推進し、警察や交通安全協会をはじめとした関係機関と連携しながら、さまざまな機会を捉えあらゆる世代に対して、交通安全思想や交通安全教育の普及に努めるなど、幅広い活動の推進により、交通マナーやモラルの改善に努める。

2. 違法駐車・迷惑駐車に対する啓発の推進

違法駐車や迷惑駐車は、車両などの円滑な通行を阻害するのみでなく、他の運転者や歩行者（交通弱者である子ども、高齢者、障害者など）にとっても死角を生み出し、交通事故を誘発する要因となっている。特に、慢性的な違法駐車・迷惑駐車をなくすため、市民の理解と協力を求める啓発を推進するとともに、交通指導員による継続的かつ効率的な啓発活動体制を整備する。

3. 交通安全施設の整備

市民の安全な歩行空間と車両の安全かつ円滑な道路の確保、その他安全上必要な施設又は工作物を設置し事故防止を図る。特に見通しの悪い交差点等の箇所に道路反射鏡を設置し、交通の円滑を図るため路面に区画線及び路面表示を行う。また、夜間の交通の安全を図るため、街路灯を道路状況にあわせて設置する。

《用語解説》

◎モータリゼーション 英語で「動力化」、「自動車化」という意味。自動車の大衆化（生活必需品としての自動車の普及）という意味で用いられる。



第5節 情報化

【現状と課題】

国が推進する電子自治体の構築に向けて、情報通信基盤である市内LANの整備に伴い、平成14年に国の地域インターネット整備事業の認定を受けた「なかまえがおi(愛)ねっと」事業によりグループウェアの導入、インターネット環境も整備され、出先機関とは無線LANで双方向通信が、また市民との双方向の通信が可能となった。

さらに、なかまハーモニーホールをはじめとした公共施設や出先機関など3ヶ所に、市

民が自由に使える公共端末機を整備したことで市の情報提供が閲覧でき、外出先での情報収集が可能となっている。

今後は、飛躍的なIT化の進展に対応するため、全職員が情報セキュリティを充分認識することが重要である。一方では、ITコストをダウンしつつ、住民に質の高いサービスを提供するためにも申請手続きの電子化や業務システムの共同利用を推進していく必要性が生じている。

【施策の基本方向】

行政機関では、パソコンの配置も一応整備されたが、老朽化に伴う買い換え時期を迎えている。一方では、全職員が情報セキュリティを充分認識することが重要であるとともに、情報、特に個人情報の漏洩(ろうえい)防止にも努めなければならない。

また今日、市民においてはインターネットの利用率が50%に達していない現状を踏まえ、利用率向上に向けホームページの充実等様々な施策を検討し、拡充を図っていく。

さらに、ITコストを抑えながら住民に質の高いサービスを提供するため、申請手続きの電子化や業務システムの共同利用を推進していく。

北九州市ほか12市町村が加入している「北九州地区電子自治体推進協議会」において、「北九州e-PORTセンター」を利用して、アプリケーションなどの共同利用を推進し、関係自治体の連携により、地域住民のサービス向上を図る。

【施策の体系】



【計画】

1. 地域の情報化の推進

市民誰もが知りたい情報を簡単に取得できるよう、ホームページの充実を図る。

2. 行政の情報化の拡充

住民サービスの高度化に対応した業務システムの導入を推進する。

《用語解説》

- ◎LAN ローカルエリアネットワークの略語。企業や官庁内の情報通信ネットワーク。各部署に分散配置されたOA機器を接続して、情報共有や情報通信の高速化、システム化を行う場合の基盤となる。

第6節 環境衛生

1、し尿処理

【現状と課題】

現在、本市が取り組んでいる公共下水道整備計画に基づき下水道の供用を開始しているが、汲取(くみと)り世帯は減少し半数以下までになっている状況である。環境への負荷軽減のため、地域の实情に応じ、公共下水道及び合併処理浄化槽による生活排水処理を、計画的かつ早期に実施していく必要がある。

平成15年度より遠賀川下流域浄化センターが稼動し、水質汚濁防止の見地からも広域的な終末処理場で処理することにより高度な処理を行うことも可能となっている。また、遠賀川下流域浄化センターの稼動が、本市の公共下水道普及率増加へつながっている。

合併処理浄化槽においては、年平均20基の合併処理浄化槽設置が行われており、公共

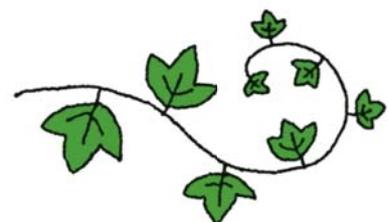
下水道と合併処理浄化槽の普及により、し尿収集量及びし尿処理のみの浄化槽が減少傾向にあるため、平成元年度から取り組んでいる合併処理浄化槽設置補助金制度を継続し、家庭雑排水も一緒に処理できるということも併せて啓発し、促す必要がある。

下水道認可区域が拡大され、合併浄化槽の補助対象区域が縮小されるなか公共下水道の普及促進を進め、水洗化率向上を図っていく必要がある。また、年々集中豪雨が多発しているため、し尿収集の衛生的な収集体制を図り、水害による浸水対策については、迅速かつ衛生的に収集を行い地域の衛生サービスに努める必要がある。

【施策の基本方向】

中間市環境基本計画により水質保全のため、下水道処理区域においては、下水道網の整備と接続を進めるとともに、水洗化を促進していく。下水道事業認可区域外地域については、合併処理浄化槽への移行を進める。また既設の単独処理浄化槽については、合併処理浄化槽へ転換していく。

公共施設への合併処理浄化槽導入を進めるとともに、助成制度の拡充等により一般家庭における合併処理浄化槽の設置を促進する。そのために、公共下水道との調整を図りながら、し尿処理サービスの向上に努める必要がある。



表：し尿処理の状況

区分 年度	処理計画 人口 (人)	処理人口 (人)	年間総 収集量(kℓ)	施設処理		自家処理	
				処理施設 処理(kℓ)	その他 (kℓ)	し尿浄化 槽(kℓ)	その他 (kℓ)
平成17年度	47,738	20,760	25,809	25,809	0	7,436	2
平成18年度	47,255	19,107	24,808	24,808	0	7,116	2
平成19年度	46,726	17,661	23,078	23,078	0	6,580	1
平成20年度	46,164	16,557	21,831	21,831	0	6,381	1
平成21年度	45,577	15,202	20,344	20,344	0	6,229	1

資料：環境保全課

【施策の体系】



【計画】

1. 下水道事業等の推進

生活環境の改善や水洗化、水質の向上を図るため、公共下水道の計画、事業実施を推進する。また、下水道処理区域外地域と認可区域外地域については、合併処理浄化槽への移行を進める。

2. 合併処理浄化槽の普及

生活排水などによる公共水域の水質汚濁を防止し、生活環境の向上を図るために平成元年度から取り組んでいる合併処理浄化槽設置補助金制度を利用して、一般家庭における合併処理浄化槽の普及に努め、既設の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えを促進する。

3. 収集体制の充実

日常業務であるし尿収集について、年々集中豪雨が多発し水害による便槽浸水も予想されることから、し尿収集の迅速かつ衛生的な収集対策を図り、し尿衛生サービスの一層の向上に努める。

2、じん芥処理

【現状と課題】

じん芥処理については、平成13年4月から遠賀・中間地域広域行政事務組合に全面加入した。本市におけるごみの年間総収集量は、ここ数年14,200t前後で推移しており、年々減少傾向である。処理費については、平成21年度で4億8千8百万円要している。

遠賀・中間地域広域行政事務組合が運営するごみ焼却処理施設については、最終処理場以外は地域住民との協定により使用期限が平成18年度までで終了し、福岡県北東部地方拠点都市地域基本計画において、北九州市は

市域の中心都市として広域的にごみ処理施設の整備を図ることとしており、中間市及び遠賀4町は、平成19年度からは北九州市と一体となった資源循環型社会の広域都市圏の構築を目指すことで、北九州市へごみ処理を委託している。

資源ごみは、リサイクルの拠点施設である中間・遠賀リサイクルプラザでペットボトルや食品トレイ、牛乳パック、ビン・カンのほか、新たにプラスチック製容器包装ごみを追加し再資源化を図っている。

【施策の基本方向】

遠賀・中間地域については、総収集ごみ量の一人一日平均排出量は県の平均より低いレベルであるが、更にごみの減量化・資源化を図るため、5種分別収集（可燃ごみ、不燃ごみ、ビン・カン、粗大ごみ、プラスチック製容器包装ごみ）を行うとともに、ペットボトル、発泡食品トレイ、紙パックの3品目は回収ボックスによる拠点回収を行う。また、家庭用食用廃油の回収を進めているところであるが、水質汚濁防止のためにも、更なる普及啓発と廃油回収の促進を図る。家庭から出る使用済乾電池については、環境保全及び資源の有効利用の見地から、回収の促進を図る。

また、都市化や生活様式の多様化により、

年々増加傾向にあるごみの処理に対し、住民の快適な生活環境を保全し、年々増加し多様化する廃棄物の処理を適正に行うため、廃棄物の現況を把握し、かつ、資源循環型社会の構築に向けてごみの排出抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの計画的なごみ処理の推進を図る。

さらに、廃棄物の発生と排出の抑制（リデュース）、廃棄物の再使用（リユース）、廃棄物の再生利用（リサイクル）を推進するために、行政、住民及び事業者などがひとつになって、自主的にごみを出さないライフスタイルや生産・流通活動を推進するよう資源循環型社会システムを構築する。



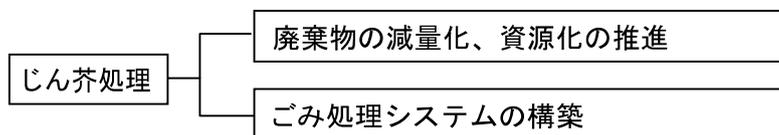
表：じん芥処理の状況

(各年3月末現在)

区 分 年 度	処理人口 〔人〕	年間総収集量 (t)	焼却量 (t)	埋立量 (t)	資源化 (t)
平成17年度	47,738	15,577	14,468	380	729
平成18年度	47,255	16,107	14,972	434	700
平成19年度	46,726	15,269	13,565	518	1,125
平成20年度	46,164	14,365	13,081	208	944
平成21年度	45,577	14,037	12,811	190	884

資料：環境保全課

【施策の体系】



【計画】

1. 廃棄物の減量化、資源化の推進

平成13年4月に、リサイクルの拠点施設である中間・遠賀リサイクルプラザが整備され、ごみの減量化とリサイクルの確立に向けて推進しているところである。

また、ごみの減量化を推進するため、引き続き生ごみの堆肥(たいひ)容器の普及啓発や、新たに中間市・遠賀4町協同でダンボールコンポストの推進を図り、ごみの減量化及び資源化を進める。また、新聞・ダンボールなど、資源回収団体への奨励を引き続き行う。

今後一層の施策推進のため、住民・事業者・行政などがそれぞれの役割を確立し、廃棄物の減量化、資源化の推進を図る。

2. ごみ処理システムの構築

資源循環型社会の向上を目指し、遠賀・中間広域連携プロジェクトの一環として、1市4町の合同でごみ処理システムを広げ広域的に推進を図り、ごみ処理の効率化や廃棄物の発生と排出の抑制、再利用、再生利用を行政・住民・事業者と共に取り組みごみの減量化・資源化を含むごみ処理システムの向上を行う。

3、環境保全

【現状と課題】

住宅地において不法投棄や野外での廃棄物焼却、空き地の管理不徹底による雑草繁茂といった都市型の、身近な生活環境の問題が苦情相談という形で顕在化してきている。環境意識の向上とモラルの低下を防ぐため、広報紙や市ホームページにより、また学校や地域向けの環境講座を実施することで、啓発を継続していく必要がある。

自然環境の保全において市民の関心が高い河川の水質については、公共下水道の普及に伴って一定の改善が見られる。流域の住民や団体に呼びかけ定期的に河川清掃を実施し、不法投棄ごみの撤去により、良好な水環境の維持に努めている。市民との協働事業として

開始された環境に優しい有用微生物群（EM）を利用した取り組みも普及し、事業開始前と比べて側溝等からの悪臭苦情が少なくなったが、引き続き、生活排水対策や水質汚濁防止の啓発にも力を入れていく必要がある。

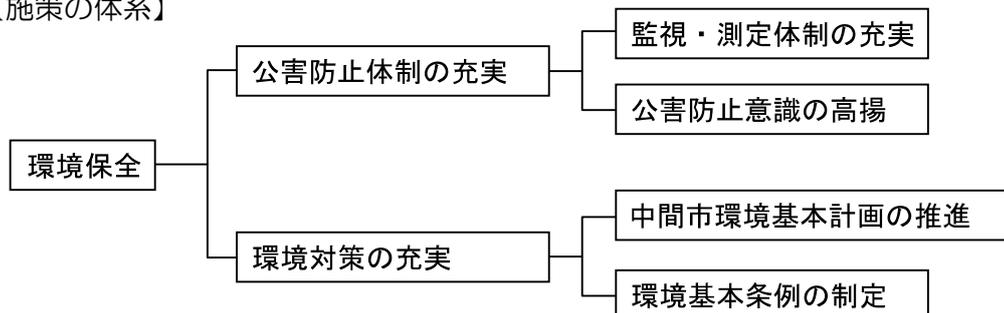
また地球温暖化防止に向けた地域の取り組みとして、学校を通じて子どもやその家族を対象としたエコライフデーが、参加者増など一定の成果を上げている。将来、家庭部門における二酸化炭素の排出増加が見込まれるなか、省エネの普及を目的とした地域省エネルギービジョンとの整合性を図りつつ、さらなる取り組みや啓発を図っていく。

【施策の基本方向】

本市の総合的な環境施策推進の最上位計画である「中間市環境基本計画」に基づき、地球温暖化防止に向けた足元の取り組みをはじめ、

自然環境との共生や循環型社会の実現を市民や事業者とともに進めていくことで、住みよい良好な環境づくりを推進していく。

【施策の体系】



【計画】

1. 公害防止体制の充実

(1) 監視・観測体制の充実

今後も福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所をはじめ関係機関と連携をさらに図る。

(2) 公害防止意識の高揚

環境意識の高揚を図るため、積極的に広報紙やホームページを活用し啓発を行う。

2. 環境対策の充実

(1) 中間市環境基本計画の推進

今後対応が迫られる地球温暖化対策（家庭における省エネ推進の啓発）や市民にとって身近な環境問題の改善を具体的に推進していく。

(2) 環境基本条例の制定

平成18年9月に制定済（同年10月施行）

